

■メッシュシートの認定基準と解説

①適用

この基準は、主として建築工事現場における足場等の仮設構造物の外側構面に設け、作業側からボルト等の物が足場等の構面をこえて落下するのを防止するために用いるメッシュシートについて適用する。

②定義

本基準でいうメッシュシートとは、難燃性の繊維又は防災加工を施した繊維を網状に編織したもの(網地)、若しくは合成繊維を網状に編織したもの(網地)に防災加工を施したものの等を縫製し、かつ、たて・よこ各辺の縁部にはとめ金物等を取り付けたものをいう。

③材料等

メッシュシートの網地の材料は、次のものとする。

(1)メッシュシートの網地及び縫込みテープ等は次によること。

- (イ)合成繊維であって、かつ、難燃性のもの又は防災加工を施したもの。
- (ロ)日本工業規格A8952(建築工用シート)に定める附属書(建築工業用シートの防災性試験方法)の附属書表1の防災性を有するもの。

(2)はとめ金物の材料は、日本工業規格H3300(鋼及び銅合金継目無管)に定める管(C2600T)の規格に適合するもの又はこれと同等以上の機械的性質を有し、かつ、耐蝕性有すること。

(3)縫込みロープは、ナイロン等の合成繊維であること。

④構造等

メッシュシートの構造は、次に定めるところに適合するものとする。

- (1)各辺の縁部は、縫込みロープを縫い込んでいること。
- (2)各辺の縁部は、縫込みテープ又はあて布を二つ折りにして縫い合わせたものとし、かつ、それぞれの幅は30cm以下であること。
- (3)各辺縁部の縫合わせしろは2cm以上3.5cm以下であること。
- (4)はとめは、ピッチ35cm以下とすること。
- (5)はとめ金具の穴の大きさは、内径10mm以下とすること。
- (6)メッシュシートの端部からはとめ金具の穴の中心部までの距離は1.7cm以上とすること。

●仕上り寸法

メッシュシートの標準仕上り寸法は、次表によるものとする。

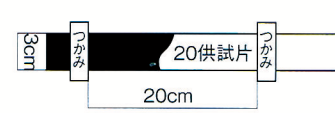
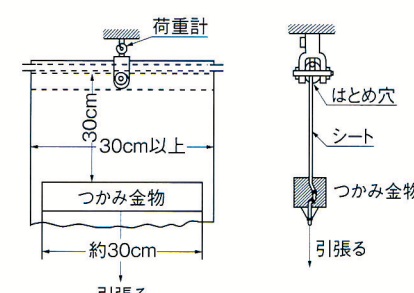
幅(cm)×長さ(cm)	幅(cm)×長さ(cm)
181(±1)×510(± $\frac{5}{0}$)	91(±1)×510(± $\frac{5}{0}$)
151(±1)×510(± $\frac{5}{0}$)	61(±1)×510(± $\frac{5}{0}$)
121(±1)×510(± $\frac{5}{0}$)	

⑤工作等

- (1)メッシュシートの各辺縁部は、折り返し幅が仕立て糸で全長にわたり、十分に縫い合わせ、かつ、折り返し部分がかがれ、又は縫込みロープの露出等がないように加工するものとする。
- (2)形のゆがみが生じないよう加工するものとする。

⑥強度等

メッシュシートの性能試験は、網地の引張試験、はとめ部の引張試験及び落下試験とし、それぞれ次表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の右欄に定める強度等を有するものとする。

試験方法	強度等
<p>(網地の引張試験)</p> <p>網地の引張試験は、網地より取り出した幅3cmの供試片を、つかみ間隔が20cmとなるように試験機にかけ、かつ、引張速度が20±cm/minとして試験を行い、引張強さ及び伸びを求める。</p> 	<p>(イ)引張強さは、150kg以上であること。</p> <p>(ロ)引張強度(kg)と伸び(mm)との積の値は、7,000kg・mm以上であること。</p> <p>(上記(イ)(ロ)とも、たて方向、よこ方向のうち弱い方向の値を言う。)</p>
<p>(はとめ部の引張試験)</p> <p>次図に示すようにメッシュシートの縦方向及び横方向のそれぞれについてメッシュシートの縁から30cmのところではとめがほぼ中央となるように約30cmのつかみ金物で固定して徐々に引張り、はとめ金具が網地から外れるか、はとめ周辺の網地又は縫目が破れる直前の引張荷重を測定する。</p> 	<p>(イ)引張荷重の最大値が100kg以上であること。</p> <p>(ロ)荷重50kgのときまでに外れ、破れ等の異常がないこと。</p>